

新規創業支援資金のご案内

市内で新たに創業する方や創業後間もない方へ、必要な資金を融資します。また、資金借り入れに係る利子の一部を補給することにより、創業時の負担を軽減します。

融資対象者

※業種によっては対象にならない場合があります。

- ・事業を営んでいない個人で新たに事業（個人・法人を問わない）を開始する、または創業後5年経過していないもの
- ・中小企業者である会社が新たに会社（中小企業者に限る）を設立するまたは、設立後5年後を経過していないもの

融資条件

融資限度額	2,000万円
資金用途	運転資金・設備資金
融資期間	運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む） 設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む）
融資利率	信用保証付き 年利1.75% 信用保証なし 年利2.05% ※設備資金において市内業者を利用した場合、上記よりマイナス0.20%
信用保証	取扱金融機関の定めるところによる ※信用保証協会の保証付で貸付となった場合、市が保証料の全部、または一部を補給
利子補給	融資利率のうち、年利1.0%分を市が補給 ※予算の範囲内で3年間を限度とする

申込必要書類

- ①新発田市新規創業支援資金融資あっせん申込書
 - ②市町村税納税証明書
 - ③決算書・試算表（創業後6月以上営んでいるものの場合）
 - ④見積書・契約書の写し（設備資金の場合）
 - ⑤設計図・カタログ（設備資金の場合）
 - ⑥許認可を受けたことを証する書類
- ※開業する業種が許認可を必要とする場合
※新規創業するもの及び創業後6月を満たないものの場合
- ⑦市内に居住することの確約書（市外に住所がある個人）
 - ⑧登記簿謄本及び営業証明書の写し（市外に住所がある法人）

●申込みにあたっては、金融機関と十分協議してください。

取扱金融機関

次の市内各金融機関で取り扱っています。
新発田信用金庫、新潟県信用組合、第四北越銀行（中条支店含む）、大光銀行、きらやか銀行、JA北新潟

お問い合わせ

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係
電話番号 0254-22-3030（代表） 0254-28-9650（直通）